

平成22年12月21日
株式会社 東京証券取引所
上 場 部

上場契約違約金の徴求及び特設注意市場銘柄の指定等について

下記のとおり、監理銘柄(審査中)指定を解除するとともに、上場契約違約金の徴求及び特設注意市場銘柄の指定を行うことにしましたので、お知らせします。

記

- 銘柄 デザインエクスチェンジ株式会社 株式
(コード: 4794、市場区分: マザーズ)
- 監理銘柄
(審査中) 平成22年12月22日(水)
指定解除日
条文 有価証券上場規程第601条第1項第11号a
(有価証券報告書等の虚偽記載について、その影響が重大であると認められないため)
- 上場契約違約金 1,000万円
金額
条文 有価証券上場規程第509条第1項第1号
(上場会社が開示を行う場合の遵守事項に違反し、当取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められるため)
- 特設注意市場 平成22年12月22日(水)
銘柄指定日
条文 有価証券上場規程第501条第1項第1号
(上場廃止基準に該当しないと認めた場合であって、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるため)
- 理由 デザインエクスチェンジ株式会社(以下「同社」という。)は、平成22年9月10日(金)、過去の決算における不適切な会計処理に関して、平成20年12月期中間期から平成22年12月期第一四半期までの有価証券報告書等の訂正報告書を提出する旨の開示を行いました。当取引所

は、当該開示内容を受け、有価証券報告書等の訂正内容が重要と認められる相当の事由があると判断し、その影響が重大である場合は上場廃止基準に該当することから、同日付で、同社株式を監理銘柄（審査中）に指定して投資者にその旨を周知し、当該虚偽記載の影響が重大であるか否かについて審査を行ってきました。

その結果、同社の代表取締役及び執行役員等の関与の下、同社が負担する金銭支払債務の弁済確保を目的として、同社の主要事業に係るコンテンツ資産及び同社が保有する故黒澤明監督が制作した脚本の著作権に担保を設定しているとの重要な事実を、平成20年12月期以降開示していなかったこと、また、当該著作権からの収益がほとんど計上されない状況が継続しているなど、同社が保有する大部分の固定資産に会計上価値があるとは認められない状態であったにもかかわらず、平成21年12月期において相当額の減損損失の計上を怠り、同社の財政状態及び経営成績に関する多額の訂正につながったことなどが認められました。

同社の行為は有価証券報告書等の虚偽記載に該当すると判断されましたが、担保設定の非開示については、同社の財政状態及び経営成績に直接の影響を与えない注記の訂正であり、また、固定資産の減損損失計上の怠りについては、同社の関与者に故意や粉飾決算等の目的が認められなかったことなどを踏まえると、その影響は上場廃止が相当であるといった程度まで重大と認められないと判断し、同社株式について、監理銘柄（審査中）の指定を解除することとしました。

しかしながら、今回の訂正により、同社は平成21年12月期に債務超過に陥るなど、当取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められることから、同社に対して上場契約違約金の支払いを求めることとしました。また、同社の内部管理体制については、代表取締役社長及び執行役員らのコンプライアンス意識の著しい欠如のみならず、内部監査、監査役監査及び取締役間の相互牽制の機能不全や不適切な会計処理の選択といった、コーポレート・ガバナンス体制及び決算・財務報告プロセスに係る内部統制の重要な不備が認められ、改善の必要性が高いと認められることから、同社株式を特設注意市場銘柄に指定することとしました。

以 上